

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第88号

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「の各号」を削り、本則第2号中「部担当課長」を「部に置く担当課長」に、「配水事務所」を「配水管理センター」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)